

1. 追加資料の提出について

平面図等に添える写真の提出

那覇市による現地確認ができない場合に限り、設備基準の確認を目的として提出をお願いする場合があります。

勤務体制一覧に関する添付資料

資格要件のある職種の職員の場合のみ資格証の写しを提出してください。

※以下の書類は提出不要です：雇用契約書、組織体制図、就業規則、経歴書、給与規程等。

2. 申請書類の簡略化が可能なケース

介護サービスと介護予防サービスの両方を同一事業所で申請する場合

すでに那覇市に提出済みで、変更のない内容に関する書類は省略可能です。

介護保険法と老人福祉法に基づく申請・届出が重複する場合

重複書類の省略を行い、簡素化を図ります。

法人の吸収合併・分割による指定申請の場合

新たな法人による指定申請が必要となりますが、旧法人から変更のない書類の再提出は不要です。法人格の変更がわかる登記事項証明書等の提出することで差し支えありません。

3. 提出様式等に関する留意点

申請書及び付表

厚生労働大臣が定める所定様式を、変更せずそのまま使用してください。

その他の標準様式

厚生労働省が定めた標準様式がある場合は、原則として変更せずに使用してください。那覇市からの追加項目については、様式の欄外への追記や別紙提出で対応してください（様式自体の修正は不可）。

4. 押印・原本証明・記載内容等について

押印不要

誓約書、添付書類、体制届出書等への押印は不要です。

原本証明

原則不要。

運営規程

職員数の記載方法について、職員数は日々変動するため、「〇人以上」との記載も可能です。（※配置基準を満たしていることが前提）。

5. 関係法令等の遵守について

事業所の運営にあたっては、常に関係法令を正確に理解し、法令に則った安全・適正な運営体制を整備することが必要不可欠です。

必要な法令上の許可・確認を得たものであることは、事業者の責任において確実に確認・取得してください。必要に応じて市が確認を求めることがあります。その際、速やかにチャーがんじゅう課へ提出できるよう、写し等を保管しておいてください。

なお、指定後であっても、法令違反や管理不備が確認された場合、是正指導や指定取消等の対象となる場合があります。

【届出場所の例】

- ・消防法：那覇市消防局予防課 TEL 098-867-0212
- ・建築基準法：那覇市建築指導課 TEL 098-951-3244
- ・沖縄県及び那覇市福祉のまちづくり条例：那覇市建築指導課 TEL 098-951-3244
- ・会社法：那覇地方法務局 TEL 098-854-7950

その他、必要に応じて関係各部署へご相談ください。

6. 損害保険の加入について

介護サービスの提供においては、万一の事故やトラブルへの備えとして、損害賠償責任保険等への加入が極めて重要です。

利用者や第三者への損害が発生した場合、適切な補償が行えるようにすることは、事業者としての社会的責任であり、利用者保護の観点からも不可欠です。

また、施設や設備に関する事故・災害等から事業継続を守るためにも、那覇市においては、事業リスクに応じた保険への加入をお願いしております。

ご理解とご協力をお願いいたします。

那覇市福祉部 チャーがんじゅう課
施設グループ